

衆議院法務委員会ニュース

【第198回国会】平成31年4月24日（水）、第12回の委員会が開かれました。

1 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件（技能実習制度の運用に関するプロジェクトチームの調査・検討結果）

・山下法務大臣、門山法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）黄川田仁志君（自民）、浜地雅一君（公明）、山本和嘉子君（立憲）、松田功君（立憲）、源馬謙太郎君（国民）、山井和則君（国民）、藤野保史君（共産）、串田誠一君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

黄川田仁志君（自民）

- （1） 技能実習制度の運用に関するプロジェクトチームが行った調査・検討の目的及びその内容
- （2） 失踪事案に関する調査
 - ア 本調査の具体的内容
 - イ 最低賃金違反の有無の調査結果及びその調査方法
 - ウ 本調査への協力を拒否した実習実施機関を今後、調査するための方策
- （3） 死亡事案に関する調査
 - ア 死亡事案に関する調査の概要
 - イ 日本人労働者と比べ技能実習生は労災死亡事故の割合が高いとの報道に対する法務省の見解
- （4） 同PTにおいて行われた技能実習法の運用状況の検証結果の概要
- （5） 今後の運用の改善方策
 - ア 失踪事案に対する初動対応の強化の具体的内容
 - イ 今後、失踪事案及び死亡事案は全件について実地調査するのか否かの確認
 - ウ 二国間取決めが作成されている国との通報等の現状と今後の運用の強化策及び二国間取決めが作成されていない中国・インドネシアとの協議の進捗状況

浜地雅一君（公明）

- （1） 失踪事案に関する調査
 - ア 実地調査と電話・書面調査という2つの調査手法を用いた理由及びどちらの調査手法を用いるかについての基準
 - イ 保存期間満了などの事情により客観的資料がない場合の違反事項がないことの確認方法
 - ウ 暴力等の被害の有無の確認方法
- （2） 新規入国後約1年経過時点の失踪率が新制度では低下している要因についての法務省の分析
- （3） 今後の運用の改善方策
 - ア 聴取票の改定事項及び今後の聴取票の活用方法
 - イ 今後予定している特定技能制度を参考とした省令改正の具体的内容
- （4） 調査結果の周知を含めた技能実習制度の適正化への取組に対する法務大臣の見解

山本和嘉子君（立憲）

- （1） 技能実習制度の運用に関するプロジェクトチームの調査手法
 - ア 本調査の調査手法を抜き打ち調査としなかった理由及び日程調整が折り合わなかった実習実施機関に対して電話・書面調査に切り替えた理由
 - イ 本調査への協力を拒否した113機関に対するその後の調査の進捗状況

- ウ 現在は在籍する技能実習生がいない本調査への協力を拒否した実習実施機関に対する今後の調査の実施予定の有無
- エ 我が国に在留している失踪技能実習生に対してのみ再聴取を行い、帰国した失踪技能実習生に対する再聴取を行わなかった理由
- オ 監理団体による失踪技能実習生の帰国後の連絡先の把握の有無
- カ 帰国した失踪技能実習生に対する二国間取決めに基づく調査の実施の可否についての法務大臣政務官の見解
- キ 労働基準監督機関による実習実施機関に対する監督指導の概要
- ク 労働基準監督機関による実習実施機関に対する監督指導のための調査が抜き打ちで行われていることの確認
- ケ 労働基準監督機関による実習実施機関に対する監督指導において約7割に労働基準関係法令違反が認められているのに対し、本調査においては新たに不正行為等が認められたのは約14%と大きく隔たりがあることについての法務省の認識
- コ 本調査と労働基準監督機関による実習実施機関に対する監督指導との連携の方法
- サ 労働基準監督機関から出入国管理機関へ通報した事案に対して出入国管理機関がとった措置についての労働基準監督機関へのフィードバックの実施の有無
- シ 監理団体に問題がある事案が多い中、監理団体に対する調査を行わなかった理由
- ス 法務省内部の調査ではなく、第三者機関による調査又は第三者を含めた調査をすべきであったとの意見に対する法務大臣の見解
- (2) 実習先に帰責性のある失踪技能実習生に対して新たな実習先を保障する仕組みを設ける必要性
- (3) 死亡事案に関する調査
 - ア 技能実習生の死亡事案の網羅的な確認作業の具体的な方法及び死亡と技能実習との関連性を判断した方法
 - イ 過労死が疑われる事案に関し、勤務実態、職場環境及び居住環境についての調査の実施の有無
 - ウ 死亡事案171件全てに上記イの調査を実施したのかどうかの確認
 - エ 死亡事案の把握漏れの再発防止策として行うことが予定されている監理団体への指導の内容
- (4) 海外への技能移転を目的とした技能実習2号修了者が就労を目的とした特定技能制度に移行することが可能になったことで、技能実習制度が就労のための制度となりかねないことから、海外への技能移転という目的を明確にして範囲を限定するなど、技能実習制度を見直すべきとの意見に対する法務大臣の見解

松田功君（立憲）

- (1) 開発途上国等への国際貢献を目的とした技能実習制度を我が国の人手不足解消のために利用しているとの指摘についての法務大臣の見解
- (2) 失踪事案に関する調査
 - ア 聴取票を今後開示しないこととした理由
 - イ 実態解明のために個人情報に当たる部分を除いて聴取票を開示する必要性
 - ウ 実習実施機関に対する実地調査に当たり、事前に連絡することとした理由及びこのような調査方法により入手した資料を正しいとする根拠
 - エ 実地調査の日程調整ができない等のため、電話・書面調査に変更した件数
 - オ セクハラやパワハラなどの人権侵害行為に関する調査の概要
 - カ 人権侵害行為が認められた事案の具体的な証拠の内容及びこのうちセクハラ、パワハラ、暴力行為があったとした件数
 - キ 失踪技能実習生と実習実施機関の主張が食い違う場合や時間の経過により証拠が得られない場合など、調査が困難な場合における確認方法

- ク 協力を拒まれたため調査を行うことができなかつた実習実施機関から、今後、技能実習計画の認定申請や特定技能の在留資格に係る申請がなされた場合における実地調査の予告の有無
- ケ 協力を拒むような実習実施機関に対する早急な対応の必要性
- コ 本調査と外国人技能実習機構が行う定期的な実地検査との関係及び本調査の協力を拒んだ実習実施機関に対する優先的な検査の実施の必要性
- サ 本調査で不正行為等が認められた 721 人について、在留特別許可を認めるなどの救済措置を採ることについての法務大臣の見解
- シ 実習先の不正行為により失踪した技能実習生に対する救済措置を真剣に検討すべきとの意見についての法務大臣の見解

源馬謙太郎君（国民）

- (1) 協力を拒否した機関や倒産・所在不明となった機関以外の実習実施機関において賃金台帳等の賃金及び労働時間に関する客観的資料が入手できなかった理由並びに実地調査又は電話・書面調査を行ったにもかかわらず客観的資料が入手できなかった実習実施機関の数
- (2) 実地調査を行ったが賃金及び労働時間に関する客観的資料が入手できなかった理由は当該資料が破棄されていたことや既に保存期間が経過していたことにあることの確認
- (3) 今回の調査の過程で保存期間満了前に賃金台帳等を破棄したことが判明した実習実施機関については既に労働基準監督署に通報済みであることの確認
- (4) 賃金台帳等があった一方で、暴力の疑いがあるとの指摘があり、これに対する客観的資料がなかつた実習実施機関は客観的資料が入手できなかったとする 734 の実習実施機関に含まれているか否かの確認
- (5) 給料の振込の記録が確認できた実習実施機関の数
- (6) 給料の振込の記録が確認できた件数
- (7) 振込の記録又は給与受領証等により給料の支払状況が確認できた約 2,300 件のうち、最低賃金額以上の支払いがなされていた件数
- (8) 本調査への協力を拒否した実習実施機関等に対する今後の対応方針
- (9) 倒産したあるいは所在不明となった実習実施機関が新たに会社を設立して特定技能あるいは技能実習制度を利用しようとした場合にその情報を把握する仕組みの有無
- (10) 最低賃金額と同額の賃金を支払っていたと認められる実習実施機関の数
- (11) 実際に支払った金額ではなく最低賃金額に合わせて賃金台帳に記載した疑いがあるとの指摘に対する法務省の見解
- (12) 今回の調査において、最低賃金額と同額の場合を適正と分類したか否かの確認
- (13) 最低賃金違反の有無を実習生に確認したことの確認
- (14) 賃金台帳のみでなく失踪した技能実習生からも聴取して支払賃金の額を確認する必要性についての法務省の見解
- (15) 本調査において、今回調査できたのは、技能実習生にも聴取できた 74 件だけだったというのが正確であるとの意見に対する法務省の見解
- (16) 客観的な資料を入手できた 2,993 の実習実施機関のうち最低賃金額と同額の賃金を支払っていたと認められる約 900 の実習実施機関は最低賃金額に合わせて賃金台帳に記載した疑いが拭えないため、不正行為等があったと認められた 721 人以外の方に対しては正確な調査ができなかつたとの認識を調査結果として明らかにする必要性

山井和則君（国民）

- (1) 性犯罪

- ア 大量に飲酒させた上での準強制性交等罪や準強制わいせつ罪が近年、不起訴となる可能性が高いのではないかと疑念に対する法務大臣の見解
- イ 強制性交等罪の暴行脅迫要件を撤廃又は緩和する改正の必要性についての法務大臣の見解
- (2) 失踪事案に関する調査
 - ア 新たなものも含め、今後聴取票を開示する必要性
 - イ 衆議院法務委員会において聴取票を閲覧に供したことにより生じた問題の有無
- (3) 病死及び自殺とされた技能実習生の労働時間の把握状況及びこれらのうち過労死と認定された数

藤野保史君（共産）

- (1) 失踪事案に関する調査
 - ア 国税庁の査察調査は抜き打ちで行われているか否かの確認
 - イ 労働基準監督署の調査は抜き打ちで行われているか否かの確認
 - ウ 本調査は抜き打ちで行われたか否かの確認
 - エ 本調査において軽微な書類不備が認められた件数
 - オ 賃金台帳に記載すべき項目
 - カ 給料の振込の記録や受領証などの賃金台帳以外の客観的資料で支給賃金額を確認した件数
 - キ 技能実習生から事情聴取をした件数
 - ク 所得税法における給与明細書の規定の内容
 - ケ 給与明細書の交付義務についての厚生労働省の労働者への周知内容
 - コ 本調査で給与明細書の提出を求めたか否かの確認
 - サ 賃金台帳と給与明細書の写しの双方を確認すべきであったとの指摘に対する法務省の見解
 - シ 客観的資料で十分に確認できていないにもかかわらず、賃金の支払いに不適正な点はなかったと評価したと受けとられる表現をしているとの指摘に対する法務大臣政務官の見解
 - ス 現在も技能実習生が在籍する本調査への協力を拒否した実習実施機関に対する今後予定されている実地検査は抜き打ちで行う必要性
 - セ 協力拒否や倒産・所在不明による本調査ができなかった実習実施機関に対応する監理団体についても抜き打ちで実地調査をする必要性
- (2) 実習外の事故死
 - ア 実習先への出勤中又は実習先からの帰宅中の交通事故死それぞれの発生時間
 - イ 帰宅中の交通事故死について過重労働との関連を否定した根拠
 - ウ 過重労働との関連が確認できなかったにすぎないものを「過重労働の事実を確認することはできなかった」と表現した理由

串田誠一君（維新）

- (1) 技能実習制度の運用に関するプロジェクトチームが行った調査・検討の目的
- (2) 不正を明らかに証明できたものよりも「法に適合していることが証明できなかった」ものを中心として表記すべきであったとの指摘に対する法務省の見解
- (3) 不正を証明できなければよしとすると不正の証拠となる資料の廃棄を容認することになるとの意見に対する法務省の見解
- (4) 最低賃金と同額の賃金を支払っていた実習実施機関の中で労働時間を明確に証明できた件数
- (5) 労働時間が証明できないにもかかわらず支給した賃金額が適正だったと判断した理由
- (6) 技能実習生が入国する前に説明された給料の金額と現実に支払われた金額とが異なる事例があるにもかかわらず、入国前の給料の金額の説明が行われた経緯を調査しない理由
- (7) 入国前に説明された給料の金額と実際に支払われた金額の確認のための方策についての法務大臣の

見解

- | |
|---|
| <p>2 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律案（内閣提出第 30 号）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 山下法務大臣から提案理由の説明を聴取しました。 |
|---|